

(基準 12 号)

大規模な既存集落における小規模な工場等

添付書類	作成要領・注意事項等
申請書	・記載方法は申請書裏面を参考のこと
委任状	・代理人住所、氏名、資格名、委任する内容、連絡先記入
建築理由書	<ul style="list-style-type: none"> ・犬山市長宛、記名 ・工場、事務所、店舗等を必要とする理由（既存集落内での線引き前から現在までの居住状況、現在の職業、開業に至る経緯等） ・申請地選定理由（集落性、接道、排水、事業の見通し等） ・事業に必要な資格証明書等の写し ・必要最小限の管理者住宅を併設する場合は管理上必要な理由
住民票・戸籍謄本	・その他、線引き前から大規模既存集落に継続して生活の本拠を有する証明
大規模集落図	<ul style="list-style-type: none"> ・申請地が申請者の居住地と概ね 200 以上の建築物が連たんしていることを明示 ・居住地が変更されている場合はその経緯を明示 ・当該集落の戸数密度：申請地を含む 3 h a の区域（半径 100m の円等）
事業計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の名称、規模、取引品目、資金計画（収支計画・年度別資金計画）、取引先、従業員数、管理計画（操業時間・休日等）、操業予定期限等
取引証明書	・取引先（予定を含む）発行のもので、取引品目を具体的に記入のこと。
公害防止に関する 計画書	・申請工場について、7 公害への該当、対応策、関係機関との協議状況等の公害防止に関する計画（環境課と協議のこと）※公害防止協定を締結する場合はその写しも添付
誓約書	<ul style="list-style-type: none"> ・犬山市長宛 ・「転売」・「賃貸」・「用途変更」しない旨を記入
土地登記簿謄本	<ul style="list-style-type: none"> ・全部事項証明書（発行から 3 ヶ月以内のもの、ネット取得は不可） ・仮換地の場合は、一時利用証明書を添付
土地の公図の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・取得日、取得場所、発行者又は取得者を記載（発行から 3 ヶ月以内のもの） ・申請区域及び接する土地（道路、水路の対側を含む）、申請区域赤枠
同意を得たことを証する書類	(所有者が申請者と異なる場合に添付)
付近見取図	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画図（縮尺 1/2500）使用 ・方位、縮尺、申請地赤枠、調査年月日、調査者氏名、市街化区域・調整区域界、市町村界の明示、排水経路（至○○川）
実測図	・方位、縮尺、測量者氏名（地積測量図の証明書でも可）
敷地現況図	・縮尺 1/200 以上、方位、縮尺、申請地赤枠、敷地境界、寸法、予定建築物の位置・用途・形状・出入口、敷地及び周辺の高さ（現況及び計画レベル）、前面道路種類・幅員、道路後退線（道路後退部分面積実測）、がけ及び擁壁の位置・種類、敷地内の排水処理（水の流れの方向）、排水経路（排水施設の位置・種類・大きさ）、排水先施設（吐口の位置）、道路・水路占用・承認工事等がある場合はその許可番号
公共施設工事等承認書	・水路占用許可、道路承認工事許可、排水同意書等の写し等
排水施設構造図	・最終枠の材質・構造、泥溜寸法
建築物平面図	・縮尺 1/200 以上、方位、縮尺、面積表、寸法、各室の用途、施設内レイアウト（付属建築物を含む）
建築物立面図	・縮尺 1/200 以上、2 面以上、方位、縮尺、看板等、最高の高さ（付属建築物を含む）

注 この他にも、申請の内容により必要となる書類、記載すべき事項がありますので注意してください。

また開発許可の場合は、設計説明書、造成計画平面図、造成計画断面図、擁壁の構造図等も必要となります。